

第 1 1 回串間市農業委員会総会

日 時 平成 2 7 年 4 月 3 0 日 午後 4 時

会 場 串間市役所 3 階大会議室

出席委員 2 0 名

1 番 (会長)	川崎 善昭	9 番	日高 善次	1 6 番	島田 俊満
2 番 (会長代理)	井手 重則	1 0 番	瀬治山満弘	1 7 番	金川 勇次
3 番	安田 敬司	1 1 番	鈴木 信	1 8 番	福田 孝義
5 番	内田 政秀	1 2 番	渡邊 豊雄	1 9 番	野邊 秀男
6 番	武田 康典	1 3 番	谷口 利則	2 0 番	山下 貴義
		1 4 番	野邊 俊博	2 1 番	鳴海 正文
8 番	瀬治山秋美	1 5 番	吉田 友子	2 2 番	岩下 哲見

欠席委員 1 名 (7 番 塔尾秀雄委員)

議事録署名委員 1 3 番 谷口 利則、 2 2 番 岩下 哲見

議事日程

第 1	報告 (合意解約)	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について
第 2	議案第 6 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について
第 3	議案第 6 5 号	農用地利用集積計画の承認について (利用権設定・認定農業者)
第 4	議案第 6 6 号	農用地利用集積計画の承認について (利用権設定・一般農業者)

会 長

それでは、只今から、第11回農業委員会総会を開催致します。
本日は、7番委員より欠席届の提出がありましたので出席委員は、20名でございます。

議事録署名委員の指名

会 長

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、13番谷口利則委員、22番岩下哲見委員にお願いします。

会 長

ただちに議案審議に入ります。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

会 長

まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。今回の合意解約は2件でございます。
内容といたしましては、貸人の申し出等が、解約の理由となっております。
お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

会 長

報告はお聞きのとおりであります。

議案第64号：農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

会 長

次に、議案第64号は、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、であります。それ
では、議案第64号、受付番号1番と2番の2件を議題といたします。まず、事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第64号、農地法第5条の規定による許可申請は受付番号1番と2番の所有権移転に関する2件であります。

農地法第5条第2項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、

「1号イ」 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

「1号ロ」 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合

事務局

- 「2号」 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合
- 「3号」 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や申請内容にある目的に転用することが確実に認められない場合
- 「4号」 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。

受付番号1番と2番の2件につきましては、申請地農地区分につきましては、農地法第5条第2項第1号イにあります、農用区域内にある農地ではありませんが、農地法第5条第2項第1号ロにあります、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える「第一種農地」であることから不許可の事由に該当することになります。しかし、今回の申請は、農地法施行令第10条第1項第2号及び農地法施行規則第33条第1項第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に当たることから、申請地は「第一種農地」ではありますが、不許可の例外に該当しています。したがって、事務局により申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番と2番の2件につきましては、許可要件を全て満たしていると思われまますので、皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

会長

説明はお聞きのとおりでございます。只今の説明に関連して、関係地区委員会から、調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
それでは、福島地区委員会より受付番号1番から2番の2件の説明をお願いします。

3番

議案第64号、農地法第5条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号1番と2番の2件でございます。まず、受付番号1番につきましては、受人は現在、家族4人で借家に居住しているが、子供の成長とともに手狭になったため、個人住宅を建設されるものであります。申請地周辺は住宅化が進んでいる地域であり、西側が道路、北側は住宅、東側と南側は農地であります。土砂流失等を防止する為、周囲をブロック積みし、生活雑排水については、合併浄化槽を経由して専用の排水溝を整備することとあります。転用により農業用排水施設の機能に支障を及ぼすような恐れはないと思われまます。又、住宅建設に当たっては、隣接地との境界等に紛争が生じないよう十分注意されるようお願いしたところとあります。次に、受付番号2番については、受人が今回申請の住宅を建築する際に、道路幅員が4mに満たないため、今回申請し、道路として利用

3 番

するものであり、周辺に支障を及ぼす恐れはないと思われます。以上、福島地区委員会において、受付番号1番と2番の2件を慎重審議してきましたが、農地法第5条の許可要件を満たしているため、何も問題ございません。ご審議方宜しくお願ひします。

会 長

説明はお聞きのとおりでございます。これより、議案第64号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

会 長

ないようですので、議案第64号、受付番号1番と2番の2件について、決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長

異議なしということでもありますので、議案第64号、受付番号1番と2番の2件は、許可相当とし、意見を付して県へ進達いたします。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

会 長

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、であります。審議に入ります前にあらかじめ、市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局

平成27年4月分につきましては、串間市長より平成27年4月20日付で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定が求められております。内容につきましては、議案第65号・受人が認定農業者である利用権設定が1件・面積が5,655㎡、議案第66号・受人が一般農業者である利用権設定が2件・面積が5,097㎡でございます。以上でございます。

会 長

説明はお聞きのとおりであります。それでは、ただいまから市からの提案について、審議に入ります。

議案第65号：農用地利用集積計画の承認について 利用権設定・認定農業者分

会 長

次に、議案第65号は、農用地利用集積計画の利用権設定・認定農業者分について、であります。それでは、議案第65号、受付番号1番の1件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第65号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定、認定農業者分は受付番号1番の1件であります。この1件について、説明いたします。

「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、第1号) 今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること。

第2号) イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

第2号) ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号1の1件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます

会 長

説明は、お聞きのとおりであります。

只今の説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。

それでは、市木地区委員会より、受付番号1番の1件の説明をお願いします。

21番

議案第65号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について「利用権設定、認定農業者」分、市木地区は受付番号1番の1件でございます。この1件については、農用地利用集積計画承認の該当要件であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、市木地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号1番の1件においては、該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。

会 長

説明は、お聞きのとおりであります。只今から、議案第65号、受付番号1番の1件について、質疑に入ります。質疑はございませんか？

(なしの声)

会 長

無いようでございますので、議案第65号、受付番号1番の1件を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長

異議なしということですので、議案第65号、受付番号1の1件を決定して市へ通知します。

議案第66号：農用地利用集積計画の承認について 利用権設定・一般農業者分

会 長

次に、議案第66号は、農用地利用集積計画の利用権設定・一般農業者分について、であります。それでは、議案第66号、受付番号1番と2番の2件について審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第66号は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定、一般農業者分であります。今回の譲受人が一般農業者分につきましては、受付番号1番と2番の2件であります。この2件について説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、受付番号1番と2番の2件につきましては、議案第65号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます

会 長

説明は、お聞きのとおりであります。只今の説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より、受付番号1番と2番の2件をお願いします。

3 番

議案第66号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、福島地区は受付番号1番と2番の2件でございます。この2件においては、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行

3 番

う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号 1 番と 2 番の 2 件においては、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。

会 長

説明は、お聞きのとおりでございます。

只今から、議案第 6 6 号、受付番号 1 番と 2 番の 2 件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

会 長

ないようでございますので、議案 6 6 号、受付番号 1 番と 2 番の 2 件を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長

異議なしということですので、議案第 6 6 号、受付番号 1 番と 2 番の 2 件について、決定して市へ通知します。以上で、先に送付いたしました議案の審議は全て終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。